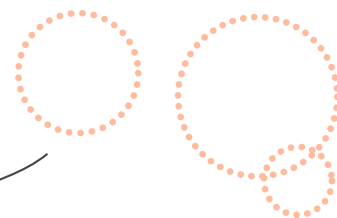
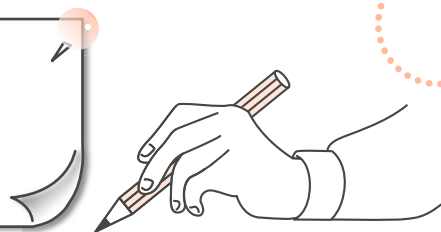


等のご案内



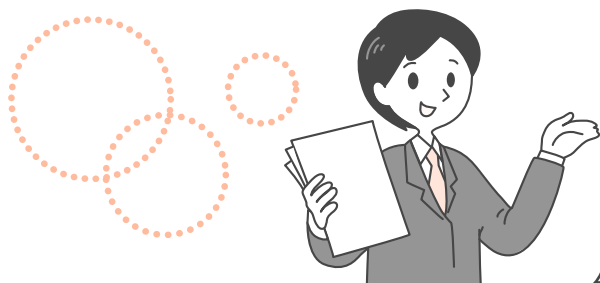
税理士会からの
お知らせ

税理士会朝霞支部では
還付申告相談と申告書の作成指導を無料で行います。

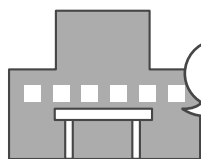
税理士による還付申告無料相談		
対象者	平成23年分の給与および年金収入が600万円以下で次に該当する方 ・給与所得者で、医療費控除を受ける方 ・年の途中で退職された方（退職所得のある方は除く）で年末調整がお済みでない方 ・公的年金を受給されている方	
日時・会場	にいざほっとぶらざ (東武東上線志木駅南口：新座市生涯学習センター4階)	税理士会朝霞支部区域内の 各税理士事務所
	2月7日(火)～11日(土・祝) ※会場へ直接お越しください。 午前10時～11時30分、午後1時30分～3時30分 (注) 駐車場がありませんので、車でのご来場はご遠慮ください。 初日は大変混雑しますので、あらかじめご了承ください。	2月1日(水)～6日(月) (2月5日(日)を除く) ※ご希望の方は事前に税理士会朝霞支部事務局へ電話連絡のうえ、ご利用ください。
必要な書類等	○給与所得者…平成23年分の「給与所得の源泉徴収票」の原本 ○年金所得者…平成23年分の「公的年金等の源泉徴収票」の原本 ○医療費控除を受ける方…医療費の明細書、支払った医療費の領収書の原本（平成23年中に支払ったもの）等※あらかじめ集計計算をしておいてください。 ○生命保険料控除を受ける方…控除証明書の原本 ○地震保険料控除(旧長期損害保険料を含む。ただし平成18年12月31日までに締結した契約)を受ける方…控除証明書の原本 ○社会保険料控除を受ける方…平成23年中に支払った保険料の金額がわかるもの（国民年金保険料の場合は控除証明書の原本） ○印鑑 ○預貯金の口座番号等（申告者名義）がわかるもの ○昨年申告した確定申告書の控	
備考	給与または年金以外の所得がある方は、受け付けできません。 事業所得、不動産所得、譲渡所得などの所得がある方は、朝霞税務署で相談いただくか、国税庁ホームページ（http://www.nta.go.jp）の「確定申告書等作成コーナー」などをご利用ください。	
問い合わせ	税理士会朝霞支部事務局 ☎465-0025 (予約受付時間：午前9時30分～正午、午後1時～4時※土・日曜日、祝日を除く)	

申告書の提出・問い合わせ／朝霞税務署 ☎467-2211(代表) 申告案内窓口へ
(音声案内が流れますので番号を選択してください)

郵送での提出先 〒351-8601 朝霞市本町1丁目1番46号 朝霞税務署 個人課税部門 あて



確定申告相談



税務署からの
お知らせ

平成23年分の所得税の確定申告の相談および申告書の受け付けは、
「2月16日(木)から3月15日(木)まで」です

朝霞税務署では、平日（月～金曜日）以外でも**2月19日・26日**の日曜日に限り、確定申告の相談・申告書の受け付けを行います（現金納付の窓口業務は行いませんのでご注意ください）。

なお、確定申告の期間中、給与所得者（医療費控除など）や年金所得者で、源泉徴収票をお持ちの方の確定申告については、市役所でも受け付けます。

便利な「確定申告書等作成コーナー」で！

確定申告の期間は申告会場が混雑します。申告書の作成には、国税庁ホームページ(<http://www.nta.go.jp>)の「確定申告書等作成コーナー」等を利用していただき、郵送または電子申告（e-Tax）での提出が便利です。

所得税の還付申告は2月15日(水)以前でも提出することができます

確定申告をしなくてもよい場合でも、次のような方は、確定申告をすると源泉徴収された所得税が還付されることがあります。

- ・給与所得や年金所得のある方で、雑損控除、医療費控除、寄附金控除、住宅借入金等特別控除などを受けることができる方
- ・給与所得者で年の途中で退職し、その後就職しなかったため年末調整を受けなかった方

公的年金等所得者の申告不要制度

公的年金等の収入金額が400万円以下であり、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合には、確定申告をする必要がなくなりました。

※上記に該当する場合であっても、住民税の申告は必要です。

※所得税の還付を受けるための申告書は提出することができます。

※市役所内では「年金所得者および給与所得者の医療費控除の確定申告説明会」を開催いたしませんので、直接、朝霞税務署でご相談ください。

所得税の確定申告は、さらに便利で使いやすくなった e-Tax で！

「e-Tax」を利用して申告すると…

①最高4,000円の税額控除

平成23年分の所得税の確定申告を本人の電子署名および電子証明書を付して、申告期限内に e-Tax で行くと、所得税額から最高4,000円の控除を受けることができます（平成19年分から24年分の間でいずれか1回。平成24年分は3,000円）。

②添付書類の提出を省略

所得税の確定申告を e-Tax で行う場合、医療費の領収書や源泉徴収票等は、その記載内容を入力して送信することにより、これらの書類の提出または提示を省略することができます（税務署から、書類の提出または提示を求められることがあります）。

③還付金がスピーディー

e-Tax で申告された還付申告は、早期処理しています（3週間程度に短縮）。

もっと詳しい情報は e-Tax ホームページ (<http://www.e-tax.nta.go.jp>) へ

電子証明書に関する情報は公的個人認証サービスポータルサイト (<http://www.jpki.go.jp/index.html>) へ

ICカードリーダライタに関する情報は (<http://www.jpki-rw.jp/>) へ

※公的個人認証サービスに基づく電子証明書の申請受付窓口は、市役所総合窓口課です（内間木支所・朝霞台出張所・朝霞駅前出張所では受け付けできませんのでご了承ください）。

公的個人認証サービスに基づく電子証明書についての問い合わせ／総合窓口課 ☎2612～7 ☎463-2605